

明治学院大学との教員養成に関する協定の締結について

報告内容

令和8年3月に、明治学院大学と教員養成に関する協定を締結し、区立中学校における学生インターンシップを開始しましたので、報告します。

1 これまでの経緯および協定締結の背景

- (1) 港区と明治学院大学は、平成20年3月に「連携協力に関する基本協定」を締結し、協働連携事業を行っています。一例として、「教育相談研修会」を毎年度開催しており、その講師として明治学院大学の教員を派遣いただいています。
- (2) 明治学院大学では、昨今の教員不足解消の一方策として、「学校現場で児童・生徒と触れ合い、学校現場や児童・生徒の実態を把握する活動を増やすこと」を目的とした、『学校インターンシップ科目』を新設しました。

2 協定の目的

- (1) 明治学院大学学生の教職へのモチベーションの向上と、学校現場での職務体験による自らの課題の明確化を図ります。
- (2) 学生による学習支援・悩み相談・部活動指導等をとおして、港区立中学校に通う生徒の適応上の問題を予防し、生徒にとって「相談できる大人」を増やします。

3 協定による取組の概要（協定本文は【別紙】のとおり）

- (1) 港区立中学校において、明治学院大学学生（2年生から4年生）の「学校インターンシップ」※の受け入れ
※学習指導補助、部活動指導補助、行事等の運営補助、校外学習引率補助等
- (2) 職場体験等、キャリア教育における一層の連携強化および明治学院大学教員による出張授業等の実施
- (3) 「港区学生スクールボランティア」の学生への周知

4 令和8年度の予定

5月から御成門学園御成門中学校、三田中学校において、学生2名のインターンシップを開始しています。

港区教育委員会と明治学院大学との教員養成に関する協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と明治学院大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互の信頼関係に基づき、緊密な連携・協働を推進することによって、教員の養成及びその資質・能力の向上に努め、もって港区及び大学等の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協働の事項）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、次の事項につき連携・協働を推進するものとする。

- （1）教員の養成に関すること
- （2）教員の資質・能力の向上に関すること
- （3）その他、本協定の目的を達成するために必要と認める事項

（連携・協働協議会）

第3条 連携・協働を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙は、協議会を開催する。

2 協議会の開催に係る詳細については、別途定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

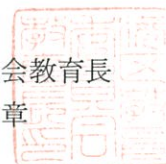
第5条 本協定を実施するために必要な事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書は、2通作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和8年3月7日

甲 港区教育委員会教育長
新宮 弘章



乙 明治学院大学学長
今尾 真

